

社援企発 0331 第 1 号
令和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局援護企画課長
(公 印 省 略)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 31 日付け社援企発第 0331001 号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないようご配慮をお願いします。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて 第 1 (略) 第 2 実施責任 問 1～問 5 (略) 〔軽費老人ホーム入所等の場合の居住地〕 問 6 軽費老人ホーム又は有料老人ホームの<u>入居者</u>に対する支援給付の実施責任は、<u>入居前の居住地又は現在地</u>を所管する支援給付の実施機関が負うことになるのか。 答 (1) <u>お見込みのとおり。</u> <u>なお、令和 7 年 3 月 31 日以前に軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居していた者であって、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者については、従前のとおり、これらの施設の所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うこととなる。</u>	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて 第 1 (略) 第 2 実施責任 問 1～問 5 (略) 〔軽費老人ホーム入所等の場合の居住地〕 問 6 <u>被支援者が軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入所した場合、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地をその者の居住地とし、その者</u>に対する支援給付の実施責任は、<u>軽費老人ホーム又は有料老人ホーム所在地</u>を所管する支援給付の実施機関が負うことになるのか。 答 (1) <u>軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する被支援者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受ける者については、従前の支援給付の実施機関が引き続き支援給付の実施責任を負うことになる。</u> <u>(2) 軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居する者のうち、これらの施設において特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けない者については、居住地特例の</u>

(2) 福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入居する者については、これらの施設の所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うこととなる。

一方で、平成 18 年 4 月 1 日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居した被支援者の支援給付の実施責任は、入居前に支援給付を受けていたかどうかにかかわらず、入居前の居住地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うものであることに留意されたい。

第 3 ・ 第 4 （略）

第 5 最低生活費の認定

問 1 ～問 61 （略）

〔相続財産管理人の選任の請求〕

問 62 生活保護法施行規則第 2 2 条第 2 項の規定による相続財産清算人の選任の請求は、支援給付の実施機関が民法第 952 条第 1 項にいう利害関係人として行うものと解してよい。

答 お見込みのとおりである。

適用はなく、これらの施設の所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うことになる。

(3) 軽費老人ホーム又は有料老人ホームに入居している者から支援給付の申請があった場合は、その者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を受けるか否かにかかわらず、これらの施設の所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うこととなる。

(4) (2)と同様に、身体障害者福祉ホーム、精神障害者ホーム、知的障害者福祉ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等に入居する者については、これらの施設の所在地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うこととなる。

一方で、平成 18 年 4 月 1 日以後に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居した被支援者の支援給付の実施責任は、入居前に支援給付を受けていたかどうかにかかわらず、入居前の居住地を所管する支援給付の実施機関が支援給付の実施責任を負うものであることに留意されたい。

第 3 ・ 第 4 （略）

第 5 最低生活費の認定

問 1 ～問 61 （略）

〔相続財産管理人の選任の請求〕

問 62 生活保護法施行規則第 2 2 条第 2 項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、支援給付の実施機関が民法第 952 条第 1 項にいう利害関係人として行うものと解してよい。

答 お見込みのとおりである。

問 63～問 72 （略）

第 6 収入の認定

問 1～問 15 （略）

〔自立更生のための用途に供される額の認定基準〕

問 16 局長通知第 7 の 3 の (3) のエ及びオにいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被支援世帯及び同居している被保護者の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金額又は補償金等があてられる経費については、支援給付費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) （略）

(2) (1) に掲げるもののほか、支援給付の実施機関が当該被支援世帯及び同居している被保護者世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア～シ （略）

ス 当該経費が、当該世帯員の死後事務を委任する経費にあてられる場合は、必要と認められる最小限度の額（葬祭の委任にあてられる場合は葬祭支援給付基準額）

(3) （略）

問 17～問 23 （略）

問 63～問 72 （略）

第 6 収入の認定

問 1～問 15 （略）

〔自立更生のための用途に供される額の認定基準〕

問 16 局長通知第 7 の 3 の (3) のエ及びオにいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被支援世帯及び同居している被保護者の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金額又は補償金等があてられる経費については、支援給付費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) （略）

(2) (1) に掲げるもののほか、支援給付の実施機関が当該被支援世帯及び同居している被保護者世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア～シ （略）

（新設）

(3) （略）

問 17～問 23 （略）

〔就労に伴う子の託児費〕

問 24 局長通知第 7 の 3 の (4) のアの (イ) にいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する放課後児童クラブに要する費用を含むものと解して差し支えないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差し支えないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、放課後児童クラブについては、「放課後児童健全育成事業」の実施について」(令和 5 年 4 月 12 日こ成環第 5 号こども家庭庁成育局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問 25～問 33 (略)

第 7 ・ 第 8 (略)

〔就労に伴う子の託児費〕

問 24 局長通知第 7 の 3 の (4) のアの (イ) にいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する放課後児童クラブに要する費用を含むものと解して差し支えないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差し支えないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、放課後児童クラブについては、「放課後児童健全育成事業」の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問 25～問 33 (略)

第 7 ・ 第 8 (略)